

(様式)

河川・海岸

Welcome to 沼土

令和 8年 4月 1日

編集発行: 静岡県沼津土木事務所

地震・津波対策アクションプログラム2023

【概要】

本プログラムは、平成25年度に公表された第4次地震被害想定に併せて、人命を守ることを最も重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面を可能な限り組み合わせて、想定される被害をできる限り軽減する「減災」を目指し、策定されました。

防潮堤等津波防御施設の整備を進め、計画期間の10年間で東海地震のように発生頻度が比較的高いレベル1の津波による人的被害を8割減少させることを目指しています。

【対象とする地震・津波】

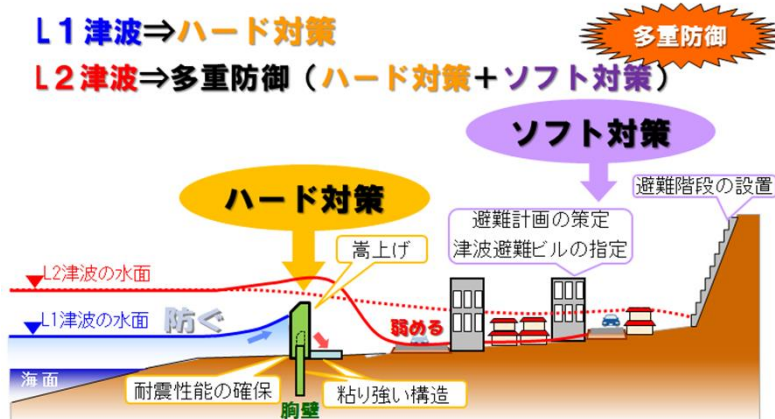
駿河トラフ・南海トラフ側と相模トラフ側で、それぞれ二つのレベルの地震・津波を対象としています。

レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（駿河トラフ・南海トラフ側では、約100年～150年に1回の発生頻度）
レベル2の地震・津波	発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

【施設整備の考え方】

レベル1の津波への対応	レベル1の津波を防ぐ施設高を確保するとともに、粘り強く効果を発揮する構造への改良を加えた整備を進めます。
レベル2の津波への対応	レベル1の津波を防ぐ施設の整備に加え、津波防災地域づくりに関する法律で示された考え方等を踏まえ、ハード・ソフトの対策を組み合わせた「多重防御」によるまちづくりを基本とした対応を図ります。

総合的な津波防災（＝ハード＋ソフト）



津波から命を守るためには、レベル2の津波はもとより、レベル1の津波に対しても、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難することが最も重要で基本的な対策であり、こうした県民の素早い非難を後押しする対策として、防潮堤等津波を防ぐ施設の整備を推進します。

(様式)

Welcome to 沼土

令和 8年 4月 1日

河川・海岸

編集発行: 静岡県沼津土木事務所

地震・津波対策アクションプログラム2023

【沼津土木事務所管内における状況】

沼津土木事務所が所管する海岸には、沼津港・土肥港、静浦漁港・戸田漁港、沼津牛臥海岸があり、沼津港や静浦漁港の一部については、レベル1に対応した施設が整備されていますが、それ以外については整備されていない状況です。そのため、被害の状況や地域の意見を考慮し沼津港・沼津牛臥海岸を優先して対策を行っています。

【現状】

伊豆地域沿岸では、海岸との結びつきが強いため、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を、地域の意見を取り入れて市町と協働して進める必要があります。その中で、地域にあった津波対策についてハード対策とソフト対策の効果的な組み合わせについて話し合う地区協議会を行い、全ての地区で方針を策定・公表してきました。

<沼津市>

常葉大学と連携し、現在の地域住民における避難の可能性を評価する津波避難シミュレーションを実施するとともに、住民意見を参照し、**津波避難困難地区**の解消を目指す**津波避難対策計画**を策定しました。

<伊豆市>

津波対策は、土肥地域のまちづくりに大きな影響を与えることから、地域住民と共に津波防災地域づくり法に基づく『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』を平成29年に策定しました。策定後も継続的に評価・検証を行いながら、推進計画の見直しを行っています。



【今後の取組】

策定した方針に基づいて、津波対策を推進していきます。

地域の総意として津波対策方針を変更する要望があった場合、地区協議会において津波対策方針を検討していきます。

(様式)

河川・海岸

Welcome to 沼土

令和 8年 4月 1日

編集発行: 静岡県沼津土木事務所

地震・津波対策アクションプログラム2023

【津波災害（特別）警戒区域における愛称】

伊豆市では、津波災害警戒区域には『海のまち安全避難エリア』・津波災害特別警戒区域には『海のまち安全創出エリア』という愛称を募集によって決定しました。

海のまち安全創出エリア

意味・・・今後、更なる危険性(リスク)をこれ以上、増やさないための取り組みを行うエリア

愛称に込めた思い・・・地震・津波からの避難が難しい高齢者や乳幼児等が、津波を「避け」て助かるように、安全にするための取り組みをつくりだし・積み重ねていくエリアに！

海のまち安全避難エリア

意味・・・津波の危険性を十分に理解し、対処方法、避難方法をきちんと準備しているエリア

愛称に込めた思い・・・万が一地震・津波による災害が起こった場合でも安全に「逃げる」ことができるよう、取り組みをみんなで頑張っていくエリアに！

【伊豆市の取組を積極的に発信！】

全国で認められた！土肥の底力

ジャパン・レジリエンス・
アワード2018で
『グランプリ』
を受賞！



(様式)

河川・海岸

Welcome to 沼土

令和 8年 4月 1日

編集発行: 静岡県沼津土木事務所

地震・津波対策アクションプログラム2023

【津波災害（特別）警戒区域における補足資料】

静岡県では、津波災害（特別）警戒区域に伴う宅地建物取引時の重要事項に関する補足資料を作成し、関係団体に周知することによって、情報発信を行っています。

宅地建物取引時の津波災害警戒区域等の重要事項説明にかかる補足資料

津波災害警戒区域とは

「海のまち安全避難エリア」

最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため

いざというときに**津波から「逃げる」**ことができるように

警戒避難体制などのソフト対策を**強化**する区域のことです

開発や建築の行為規制はかかりません

静岡県の
区域の考え方

最大クラスの津波があった場合に想定される
浸水の深さが1cm以上の区域が基本となります

強化ポイント①

市町の取組を強化

住民等が円滑かつ迅速に避難するために

津波ハザードマップ作成
浸水範囲・深さ・避難場所等を明示

津波警報等を伝達
昼夜の具体的な伝達手段等を整理

避難場所や避難経路を確保

津波避難訓練を実施
具体的かつ実践的な訓練を実施

強化ポイント②

施設管理者※¹の取組を強化

防災上配慮を要する施設利用者が円滑かつ迅速に逃げるために

防災体制を確立
職務分担・指揮命令系統等

避難誘導方法を整理
従業員の配置・避難ルート図等

津波避難訓練を実施
具体的かつ実践的な訓練

他機関の避難訓練・
講習会等に参加

※¹ 強化の対象施設

地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

お願い

津波の浸水範囲・深さ・到達予想時間

避難場所等の位置

地域の津波ハザードマップで確認してください

詳しくは市町の防災担当課へ問合せください

【静岡県】

津波災害特別警戒区域とは

「海のまち安全創出エリア」

最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため

津波から避難することが困難な要配慮者が使用する施設を

地震や津波に対して安全なものとし、

津波を「避ける」ことができるように**強化**する区域のことです

要配慮者が利用する施設の新築や改築等が対象※²となります

静岡県の
区域の考え方

最大クラスの津波があった場合に想定される
基準水位※³が2m以上の区域が基本となります

強化ポイント

津波に対して安全な施設に

対象施設(用途)

一定の社会福祉施設
幼稚園、特別支援学校
病院、一定の診療所及び助産所

住宅等は対象になりません※²

対象施設(用途)を地震や津波に対して安全なものにするために

建築物を地震や津波に対して
安全な構造なものとする

開発区域内の土地を
津波に対して安全なものとする

居室の床面の高さが基準水位以上とする

※² 強化の対象施設

県が指定する津波災害特別警戒区域においては住宅等は強化の対象ではありませんが、別途市町が条例で用途等を定め区域を指定する場合、住宅等が対象となる場合があります。(現時点で条例化された事例はありません。)

※³ 基準水位

津波災害警戒区域を指定すると、建築物に衝突し上昇する津波の水位(基準水位)を公表します。
津波から避難する上で有効な安全な高さを確認いただけます。



※基準水位は、津波災害警戒区域の指定に併せて公示されます。

お問い合わせ先

静岡県 交通基盤部
河川砂防局 河川企画課
〒422-8801 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3202
FAX 054-221-3380

※静岡県ホームページで確認いただけます

サイト内検索

津波災害警戒区域及び

津波災害特別警戒区域の指定

検索

QRコードはこちら

新 Public Engineering for SHIZOKA

いっしょに、未来の地域づくり。

静岡県土木事務所

令和2年3月発行

(様式)

河川・海岸

Welcome to 沼土

令和 8年 4月 1日

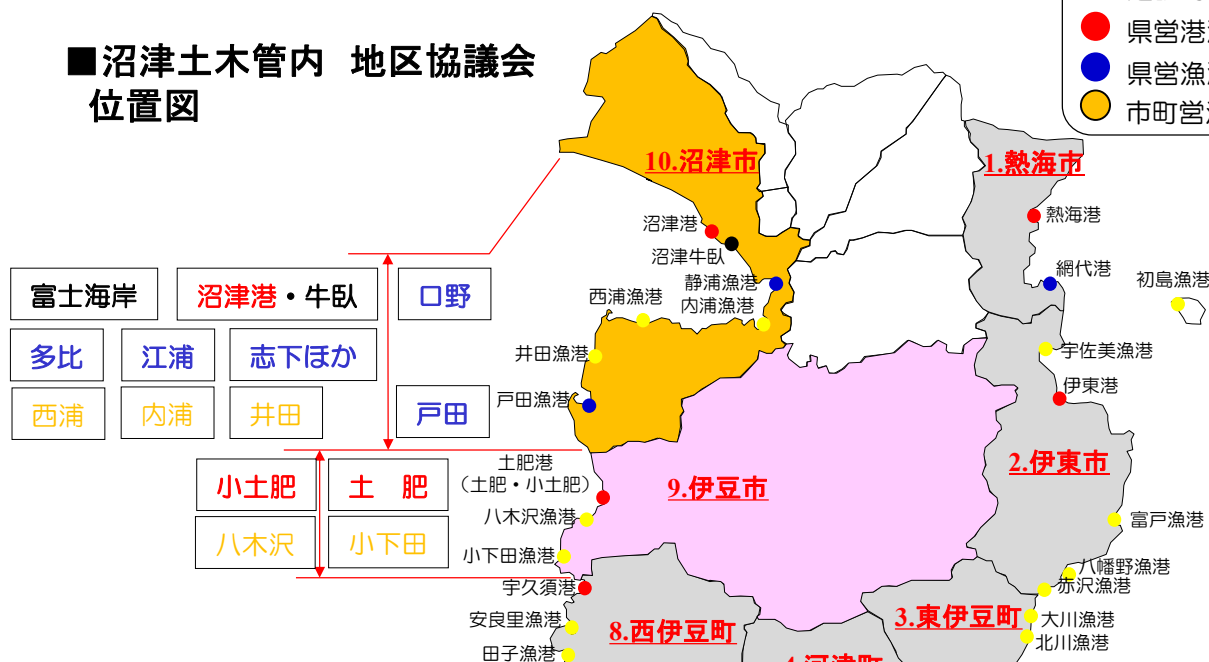
編集発行: 静岡県沼津土木事務所

地震・津波対策アクションプログラム2023

凡 例

- 建設海岸
- 県営港湾
- 県営漁港
- 市町営漁港

沼津土木管内 地区協議会 位置図



実施状況		(令和7年度末現在)	
沼津市	富士海岸	県	方針公表【施設整備しない】
	沼津港・牛臥	県	方針公表【防潮堤整備・水門嵩上げを実施中】
	口野	県	方針公表【レベル1高さで整備予定】
	多比	県	方針公表【施設整備しない】
	江浦	県	方針公表【施設整備しない】
	志下ほか	県	方針公表【施設整備しない】
	西浦	市	方針公表【施設整備しない】
	内浦	市	方針公表【施設整備しない】
	井田	市	方針公表【レベル1高さで整備予定】
	戸田	県	方針公表【施設整備しない】
伊豆市	小土肥	県	方針公表【当面の間、減災のために既存施設を活用する】
	土肥	県	方針公表【当面の間、減災のために既存施設を活用する】
	八木沢	市	方針公表【当面の間、減災のために既存施設を活用する】
	小下田	市	方針公表【当面の間、減災のために既存施設を活用する】